

一社千L協発 125 第
平成 27 年 3 月 26 日

会 員 各位

一般社団法人千葉県L P ガス協会

質量販売に関する法令遵守の徹底への注意喚起について
(お願い)

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長より、質量販売に関する法令遵守の徹底への注意喚起について、千葉県並びに一般社団法人全国L P ガス協会を経て当協会へ同趣旨の依頼がありましたのでお知らせいたします。

県産業保安課長名の依頼文を添付いたしますので、所要の対応をお願いいたします。

なお、一般社団法人全国L P ガス協会より発行しております「L P ガス質量販売解釈マニュアルおよびQ & A改訂版」(1部 2,000円/税込・送料別)及び「L P ガス質量販売に係るお客様へのお知らせ」(1冊 1,100円/税込・送料別)は当協会にて販売しておりますので、購入希望等については当協会までご連絡をお願いいたします。



産保第3164号

平成27年3月24日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



質量販売に関する法令遵守の徹底について（通知）

日頃から本県の液化石油ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、平成27年3月10日付け27商ガ安第10号で経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴協会会員に対して別添の内容の周知を図り、保安確保について御指導くださるようお願いいたします。

【担当】

産業保安課保安対策室 山田

電話:043-223-2736 / F A X:043-227-3548

e-mail:hoan4@mz.pref.chiba.lg.jp



経済産業省

27 商ガ安第 10 号
平成 27 年 3 月 10 日

千葉県防災危機管理部 産業保安課長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

質量販売に関する法令遵守の徹底について（注意喚起）

先般、本省所管の液化石油ガス販売事業者でかつ保安機関でもある事業者が行った質量販売において、消費者の一人が軽傷を負った火災事故について、供給開始時（容器の引渡し時）に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 14 条第 1 項に規定する書面の未交付、並びに第 27 条第 1 項に規定する消費設備調査及び周知の未実施を確認しました。

本件は、容器の引渡しに当たり、消費者に対し、「消費設備調査を実施する必要がある。」旨の説明をしたところ、消費者に聞き入れてもらえず、事業者が容器と調整器を接続せずに容器を貸与したところ、事故に至ったというものです。消費者の要望に応えるためとはいえ、当該液化石油ガス販売事業者等が行った行為は、液石法第 14 条第 1 項並びに第 27 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に違反する不適切な行為であり、商務流通保安グループガス安全室長から、当該事業者に対し厳重に注意し、他の類似の行為（14 条書面の未交付、消費設備調査及び周知の未実施）の自己点検及び再発防止に関する措置を実施するよう指示しました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記のとおり不適切な行為が行われないよう周知いただくようお願いいたします。

記

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、質量販売に際して、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施すること。

